

介護保険福祉用具購入費支給申請の手引き

～ケアマネジャー・施工業者向け編～

介護保険による福祉用具購入費の適正な申請のために

渋谷区福祉部介護保険課介護給付係

令和8年8月

介護保険特定福祉用具購入費支給申請の手引き ～ケアマネジャー・販売事業者向け編～

はじめに

介護保険を利用した福祉用具購入は、単なる物品購入に対する助成制度ではありません。在宅で、安全に、可能な限り自立した生活続けるために必要な福祉用具について、介護保険法その他関係法令に基づき保険給付を行う制度です。

支給対象となるのは、利用者の心身の状態、生活環境、利用目的等を踏まえ、日常生活の自立を助けるため、又は介護者の負担軽減に必要と認められるものです。内容によっては、支給対象とならない場合もあります。

また、令和6年4月からは一部の福祉用具について貸与と販売の選択制が導入されています。申請前にこの手引きをお読みいただき、制度の趣旨をご理解いただいたうえで、利用者の方へ制度の説明を行い、申請してください。

第1 申請の条件

1 申請のできる人

購入日時点で渋谷区から要介護・要支援認定を受けていて、在宅で生活している方です。入院中・入所中の方については、原則として支給対象となりません。

2 対象となる福祉用具

支給対象となる福祉用具は、厚生労働大臣が定める特定福祉用具であり、都道府県等の指定を受けた特定福祉用具販売事業者から購入したものに限られます。

- (1)腰掛便座
- (2)入浴補助用具
- (3)自動排泄処理装置の交換可能部品
- (4)簡易浴槽
- (5)移動用リフトのつり具の部分
- (6)排泄予測支援機器
- (7)固定用スロープ、歩行器、歩行補助つえの一部（貸与と販売の選択制対象）

なお、選択制対象福祉用具を購入する場合は、貸与と販売のいずれかを選択できること、それぞれのメリット・デメリット、利用者負担の違い、身体状況や生活環境の変化の見通し等を利用者に説明し、販売を選択する必要性を確認してください。

3 支給対象とならない主な例

- (1)要介護・要支援認定申請前に購入したもの
- (2)非該当となった方の購入。
- (3)指定を受けていない販売事業者から購入したもの
- (4)福祉用具専門相談員から専門的助言を直接受けられない通信販売・インターネット購入等
- (5)入院中・入所中のみの使用を目的としたもの

第2 支給限度額

1 支給限度額

福祉用具購入費の支給限度額は、同一年度内で10万円(自己負担分を含む)です。支給額は、購入費用のうち利用者負担割合証に応じた自己負担分(1～3割)を除いた額です。10万円を超える金額は全て自費となります。

2 複数購入

同じ月に複数の福祉用具を購入した場合、提出する申請書は1枚です。複数の月にわたる場合は、月ごとに申請書を作成してください。

3 同一種目の再購入

同一種目の福祉用具購入は、原則として支給対象外です。ただし、破損や著しい状態の悪化等により、既に購入した用具では用をなさなくなった場合など、区が必要と認めるときは例外的に支給対象となることがあります。

(1) 例外支給の対象になる場合

①身体状況の変化

要介護状態の悪化、疾病の発症、身体機能の変化等により、従前の用具では対応が困難となった場合

②破損・機能低下

通常の使用において破損し使用できない状態であり、修繕が困難または不合理である場合

③環境の変化

転居、住宅改修その他の理由により、従前の用具が設置又は使用できない場合

④衛生維持が困難な場合

長期使用による素材劣化等により、通常の清掃・管理を行っても衛生状態の保持が困難な場合

(2)対象外の取扱い

①経年劣化(年数経過のみを理由とするもの)

②汚れ、カビ、黄ばみ等(日常管理で対応可能なもの)

③紛失、廃棄、譲渡

第3 利用方法

1 手続きの流れ

ステップ1 相談



福祉用具購入の相談を受けたら・・・

利用者の心身の状態、ADL、介護状況、住環境、利用中のサービス等を総合的に把握し、当該用具の必要性を検討してください。居宅介護(介護予防)支援サービスの提供を受けている方については、ケアプランに位置付けられていることを確認してください。

ステップ2 用具の選定

福祉用具専門相談員は、特定福祉用具販売計画に基づき、適切な用具を選定してください。特に選択制対象では、貸与・販売双方の比較検討を行い、その内容を利用者に説明してください。

ステップ3 購入

都道府県等の指定を受けた特定福祉用具販売事業者から購入してください。購入前に、利用者の身体状況、生活動作、利用環境に合った用具であるかを確認し、必要性が明確でない場合は事前に区へご相談ください。

ステップ4 申請・給付費の請求

購入後(領収後)は速やかな申請をお願いします

給付費の請求に必要な書類を整えて区に提出します。

※事後申請に必要な書類は別途記載

ステップ5 申請・給付費の請求の受付

介護保険課介護給付係の窓口にて申請を受付けます。

窓口では、必要書類が整っているか、記入漏れや誤記はないか等を確認します。

その場で不足書類を伝えたり訂正を依頼したりすることで、審査期間の短縮を図ります。

お手数ですが、申請書類はなるべく直接窓口にご持参ください。

※月の締切日は20日で、20日が閉庁日の場合は直前の開庁日が締め切りです。

ステップ6 給付審査

申請された内容を審査します。

却下された場合は全額自費となりますので、ご注意ください。

👉 審査のポイント

福祉用具の必要性・選定理由

購入した福祉用具が、利用者の身体状況や日常生活動作に照らして必要なものかを確認します。あわせて、選定した用具が適切か、過剰な機能等が付いていないかも確認します。

購入費の確認

販売価格が適切か確認します。高額なもの、高機能なもの、福祉用具としての機能に直接関係のない装飾があるものなどは、購入前に介護保険課介護給付係へご相談ください。

ステップ7 支給決定通知書及び支給決定のお知らせの送付

審査が終了し、支給決定となった方には、決定通知書を送付します。

※毎月18日前後に前月の決定分を通知しています。

ステップ8 支給

指定の口座に保険給付分を振り込みます。

ステップ9 フォローアップ

引き続き、利用者の支援をお願いします。

購入後の生活状況を確認し、購入前に設定した目的が達成されているか、その効果を確認してください。なお、区への報告は不要です。

購入後のフォローアップのポイント

販売事業者にもフォローアップに参加してもらい、使用状況や生活活動の変化と一緒に確認してください。

☆確認事項の例

- ◇安全に、正しく使用されているか
- ◇生活活動（自立した生活）が遂行されているか
- ◇新たな問題が発生していないか

2 給付方法の種類

福祉用具購入費の給付方法には償還払いと受領委任払いの2つがあります。

償還払い:購入費の全額をいったん支払い、後日、区から保険給付分の支給を受ける方法

受領委任払い:購入費のうち利用者負担分のみを支払い、保険給付分は事業者が受け取る方法

受領委任払いの条件

- ・利用者本人が、販売事業者に介護保険給付分の受領を委任すること及び情報提供することに同意していること。
- ・販売事業者が受領委任払いに同意していること
- ・利用者が、介護保険の給付制限を受けていないこと
- ・販売事業者が受領委任払いの承認を渋谷区から受けていること

3 申請書類 令和8年8月から申請書類が変わります

購入代金の領収後、速やかに、次の書類揃えて介護保険課に申請してください

★申請書類一覧

①表	福祉用具購入費支給申請書 【償還払い用】 【受領委任払い用】	償還払い用・受領委任払い用の様式を使用してください。本人以外が提出する場合は、申請に関する委任状が必要です。
①裏	【償還払い】委任状1 ※裏面	給付費を本人名義以外の口座へ振り込む場合に必要です。 ※申請者本人（被保険者）氏名は必ず自署してください。
	【受領委任払い】委任状1 ※裏面	受領委任払いの場合に必要です。受任者欄に販売事業者の住所・社名を忘れずに記入してください。 ※申請者本人（被保険者）氏名は必ず自署してください。
	【共通】委任状2 【申請に関すること】	ケアマネジャーや販売事業者等、本人以外の方が申請する場合に必要です。個人情報の取り扱いに十分注意してください。 ※申請者本人（被保険者）氏名は必ず自署してください。
②	領収書原本	被保険者氏名、領収日、購入金額、販売事業者名が確認できるものを提出してください。
③	福祉用具のパンフレット	種目、商品名、製造事業者名、仕様等が確認できるものを添付してください。
④	福祉用具販売計画書の写し	利用者の状態、用具の必要性、選定理由等が確認できる内容としてください。
⑤	福祉用具購入費支給計算書	受領委任払いの場合に必要です。既利用額、購入可能額、介護保険対象額、保険給付額、利用者負担額を記入してください。
⑥	再購入理由書	同一種目を再購入する場合に必要です。身体状況の変化、破損、環境変化等の理由を具体的に記載してください。

★特注品、スロープ、排泄予測支援機器、複合的機能を有する福祉用具を購入する場合

特注品、スロープ、排泄予測支援機器、複合的機能を有する福祉用具を購入する場合は、通常の申請書類に加え、購入の必要性、用具の仕様、利用者の身体状況や生活環境との整合性を確認するため、次の書類を提出してください。

提出された書類のみでは必要性や対象範囲を確認できない場合は、追加資料の提出をお願いすることがあります。判断に迷う場合は、購入前に介護保険課介護給付係へご相談ください。

区分	追加で必要となる書類	確認する主な内容
特注品	・見積書 ・仕様書、設計図、採寸表等 ・既製品では対応できないことが分かる資料	利用者の身体状況、生活動作、住環境に照らし、既製品では対応できず、特注する必要があるかを確認します。
スロープ	・設置場所の写真 ・設置場所、段差、使用経路が分かる図面又は資料	段差解消の必要性、設置場所、使用目的、貸与と販売の比較検討、購入を選択する理由を確認します。
排泄予測支援機器	・医学的な所見が分かる書類 ・排泄予測支援機器確認調書又は試用状況等が分かる資料 ・カタログ、仕様書等	膀胱機能等を踏まえた機器の必要性、試用状況、使用により排泄支援上の効果が見込まれるかを確認します。
複合的機能を有する福祉用具	・機能の内訳が分かる資料 ・カタログ、仕様書等 ・介護保険給付対象となる機能と対象外機能の区分が分かる資料	介護保険給付の対象となる機能が含まれているか、対象外機能が含まれる場合に費用を区分できるか、過剰な機能ではないかを確認します。

◎排泄予測支援機器における「医学的な所見が分かる書類」の例

排泄予測支援機器を購入する場合は、利用者の膀胱機能等を踏まえた必要性を確認するため、次のいずれかの書類を提出してください。

- ・介護認定審査における主治医意見書の写し
- ・医師の診断書又は意見書
- ・サービス担当者会議等における医師の所見が分かる記録
- ・ケアマネジャー等が医師に確認した内容を記載した居宅サービス計画等

また、機器の試用期間、試用結果、利用者や介護者の使用状況、導入により期待される効果等が分かる確認調書又は記録を添付してください。

◎スロープ購入時の注意

スロープは、令和6年4月から貸与と販売の選択制の対象となっています。購入を選択する場合は、貸与と販売のいずれも選択できることを利用者に説明したうえで、身体状況、住環境、使用期間、費用負担等を踏まえ、申請書の理由欄には購入を選択した理由を必ず記載にしてください。

◎複合的機能を有する福祉用具の注意

複合的機能を有する福祉用具については、介護保険給付の対象となる機能と対象外の機能が混在する場合があります。対象外機能が含まれる場合は、対象となる機能部分の費用を確認できる資料の提出をお願いすることがあります。対象範囲が明確に区分できない場合は、支給対象外となることがあります。いずれにしても、申請書の理由欄にその用具でなければならない理由を詳しく記載してください。

★複合的機能を有する福祉用具とは

1つの福祉用具に複数の機能が備わっているものをいいます。

例えば、温水洗浄機能付き補高便座、排泄物の自動処理機能を備えたポータブルトイレ、リクライニング機能付き入浴用いすなどが考えられます。

このような福祉用具については、介護保険の対象となる機能と対象外となる機能の確認が必要となるため、機能の内容や価格の内訳が分かる資料の提出をお願いすることがあります。

4 申請時の注意事項

申請の際は、次の5つの観点を確認してください。内容の確認が難しい場合や、必要性の判断に迷う場合は、事前に介護保険課介護給付係へご相談ください。

①必要性・選定理由

購入する福祉用具が、利用者の身体状況や日常生活動作に照らして必要なものか、また選定した用具が適切かを確認してください。必要性の確認が難しい場合は、追加資料の提出をお願いすることがあります。

②書類の整合

申請書、理由欄、福祉用具販売計画書、領収書、パンフレット等の内容が、購入した福祉用具の内容や必要性と整合しているかを確認してください。

③領収書・購入日の確認

領収書には、宛名（被保険者氏名）、領収日、品名、購入金額、販売事業者名が分かるよう記載してください。領収日と購入日が異なる場合は、納品書等の購入日が分かる書類の提出をお願いすることがあります。

④対象外となる購入方法

通信販売・インターネット購入など、福祉用具専門相談員から直接助言を受けられない方法による購入や、指定を受けていない販売事業者からの購入は支給対象外です。

⑤選択制対象福祉用具・再購入

選択制対象福祉用具を購入する場合は、貸与ではなく販売を選択した理由が分かるようにしてください。同一種目の再購入は原則として支給対象外ですが、例外的に認められる場合がありますので、購入前にご相談ください。

こんなときは・・・

◇購入又は申請を取り下げるとき

申請内容を取り下げる必要がある場合は、「介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請取下げ申請書」の提出が必要です。まずは介護保険課介護給付係へご連絡ください。

◇入院中・入所中の場合

入院中・入所中の使用のみを目的とした購入は、原則として支給対象となりません。退院・退所後の在宅生活で使用する必要がある場合は、購入時期や申請内容について事前に区へご相談ください。

◇本人が死亡した場合

福祉用具購入費は在宅生活を支援するための給付です。本人が死亡した場合は、購入日、納品状況、使用状況、領収書等の確認が必要となりますので、速やかに介護保険課へご連絡ください。個別の状況により取扱いが異なります。

福祉用具購入に関する申請先及び給付に関するお問い合わせ

渋谷区福祉部介護保険課介護給付係 電話 03-3463-1997